

(附記)

1. 万幸元年(一八六〇年)は三月三日大井伊直弼が  
 桜田門外の変で左大臣左衛門尉、実は安政七年で  
 世情騒然、三月十八日に改元して万延となり、  
 そして翌月が閏三月でこの文書の日附となる。  
 2. おが佐伯藩で以前年米改築をすすめていた三の  
 七の殿館、九月八日に上林(住吉御殿の令)を  
 て十一月二十二日に凡て竣工、村浦の百姓に至  
 るまでその祝酒をい左だいてい。こうし左衛  
 勢入中での孝子表彰であることを併せ考えたい。  
 (以上)

調査

孝子の出た家を訪ねて

南海郡郡鶴見新羽出浦

賛助会員 安部弥右衛門

鶴見新大字羽出浦の地下又と東三との境目の、石段と  
 石畳までできている百五十米ばかりの小径を登ると、昔  
 風の破風作り、瓦葺、平屋建の住居が一軒建っている。  
 高岡見の丘陵を背後に負い、眼下は地下、東の西部落  
 と中浦湾と見下ろし、湾の向うには戸井崎、中越、大島  
 の山々を一時の裡に眺め得らるる景勝の場所である。然  
 し百米を阪道の往復、毎日使う水を部落の共同井戸から  
 肩に担いで運ぶ上げなくてはならない。(但し近年は簡  
 易水道の架設で水運はなくなっている。)  
 こんな関係からか明治年代には近所にあつた三軒の隣  
 家は皆他に去り、今はこの家だけか左左一軒ここに残り、  
 先祖の跡を守っている。

この高岡家の当主は和重(わじゅう)と言ひ、会社勤めの関係  
 で家族と共に都市生活で、老母ようさんが独り家におつ  
 て位牌と墓所を守り、和重さんの仕送りして静かに余生を  
 送っている。

去る九月十八日、老人クラブの定例会が終るのを待つ  
 て、クラブの会長、前会長、私の三人で、孝子為八と先  
 祖にもつこの高岡家を訪れた。先年佐伯史談会の人々が  
 来られた時には、紛失して見当ふめと提示できなかった  
 褒賞詞の書類が、四らすも最近神棚の祠の中から発見  
 したというので出かけたわけである。老婦人は快く迎へ  
 てくれてその褒賞の書類を出して見せて下さつた。

大判奉書を二つ折りにして、その右半分は古文書とし  
 てはやさしい書体で書かれてある。三人でどうにか次の  
 ように讀んだ。

覚

羽出浦 百姓

一御米五俵

為八 女房

右之通御贖美被仰付の以上

安政七年閏三月九日

(所見)

(空白)

上掲第一文書について

右半分は文字を書き、左半  
 分は空白にして、折りたたんだ  
 時に文書の外側に折り、紙  
 の用としてある。この部分か  
 なり触まれているが、文字を書  
 いている部分は次に掲げる第二文  
 書共虫害を受けていない。  
 羽出浦百姓、為八、女房の三行  
 の文字は、実際は「スツ」と下  
 に書かれてある。

文中「贖」とある字は「贖」の誤記  
 でないかと考えますが如何でし  
 よう。

尚、三通共記名書判は無

(第二文書)

一禾五俵  
 羽出浦百姓  
 為八  
 同人女房  
 志

覚

羽出浦百姓

為八

同人女房

志

古者年来西親を大切にいふし、父  
 為八酒相好候に付存生中日々相違  
 其上酒小売致し候者共えは望次第  
 渡吳候様相頼置致し而右代銀少哉  
 無不都合辨置。母は年業足痛有之  
 候付佛豢又者親類共方へ茶候節は  
 脊負連参萬事西親に對し聊心ニ相  
 背候儀無之孝養行届且又御年貢諸  
 上納諸入に膠水致口皆洛候段神妙  
 之所行逐一達  
 御聽奇特之事思召候。依之書面是  
 逆御儀美被下置かる重々難有可致  
 頂戴候以上

中閏三月九日

(進記)

書面で見ると親も為八、子も為八、となつてい  
 が、これは親の歿後、子が襲名したのではないかと  
 考えらる。

佐伯藩の年表には、

「羽出浦百姓為八、親孝行の廉により米三包

渡りたる

と記載されているが、この文書によると褒賞された

一方、西海家の当主は西海富士男という人である。

書中にある妻志津という人は、中浦藩から其向  
 に見えぬ鳴江部落の西海家から嫁いで来た人であり、

この頂戴した御褒美の米について高岡家に語り伝  
 へられていた証によると、米を拝領して船頭所の船  
 倉場に出る途中と、船場に出た後は、市中の人々が考  
 子の徳に背りたいといふいふに依り、船に積んで  
 かど配布した米が完全に三俵と空にし、船に積んで  
 入実際羽出浦に持つて歸る米は三俵であつたといふ。  
 以上、船頭所のいへり一帯が浦辺の船の船着場になつて

〔附記〕

一余日垣書まで、編纂者

赤木大庄屋文書と安部氏による高岡家の文書について二三  
 の考察をいたす。  
 (1) 日附から推察すると、実際藩行(三ヶ九)に呼出されての表彰は閏  
 三月九日、そして村浦領内全域に御郡代からの御書の出た  
 日は二十三日、ということになる。

- (2) 高岡家第一文書の年号は安政であるが、(一)二十日ほど前改元  
 また改元のことか佐伯藩に届いていなかつたものか、或はつい習慣上  
 安政と書いたのが、正しくは万延元年閏九月のことである。
- (3) 前記の第一文書には、女房と云ふて名か書かれてない、當時は男  
 は名前を書いても、女は女房とか娘とか、妹とかで片づけ、名を書か  
 ないことかよくあつた。女性親の時代であつた。
- (4) 高岡家の伝承、船着場までは三俵、渡り人達に配つたといふ(恐らく  
 羽出浦に歸つても配つたてある)一面の証である。